

# 重要事項説明書

三井住友カード株式会社のWEBサイト上でのスマホ安心プランへの変更申し込みをもって、この書面を受領したとします。

(引受保険会社)AIG 損害保険株式会社

この書面では、動産総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款（普通保険約款・特約を記載した冊子をいいます。以下同様とします。）」に記載しています。必要に応じてAIG 損保スマホ安心プランデスクにご請求ください。

※ご不明な点につきましては、AIG 損保スマホ安心プランデスクまでお問い合わせください。

## ■用語のご説明

用語		定義
こ	購入価格	保険の対象の購入価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの本体価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格やその他の費用は含みません。
さ	再購入価格	被保険者が有償交換または再購入したスマートフォンの本体価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格やその他の費用は含みません。
し	修理費用	保険の対象を修理した際に被保険者が負担した、消費税込みの費用（注1）をいい、修理に際し必要な調査または点検の費用等、損害見積書等に記載されている付帯費用を除きます。 （注1）保険の対象の製造者が提供するメーカー保証や移動体通信事業者（注2）による補償制度等により補償を受けることができる場合は、それらの額を控除した額とします。 （注2）仮想移動体通信事業者を含みます。
	初年度契約	各被保険者について、次のいずれかの特約がセットされた保険期間が連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 ア. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）（無料会員用） イ. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ） ウ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、電氣的・機械的事故） エ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故）
た	対象スマートフォン	被保険者が所有かつ使用し、被保険者のこの保険契約の保険責任期間（補償期間）の開始日において購入から2年以内のスマートフォン（注1）をいいます。なお、被保険者が所有かつ使用するスマートフォンが中古品の場合には、法人が運営している販売店（注2）で購入し、購入時点においてその販売店（注2）による3か月以上の製品保証および動作保証が確認できるものに限ります。 （注1）保険責任期間（補償期間）の期中に購入したものを含みます。また、日本国内で販売されたメーカーの純正品をいい、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ、一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピュータその他社会通念上スマートフォンと認められないものを除きます。また、スマートフォンのSIMカード、メモリーカード、電池パック、充電器、ACアダプター、付属ケーブル、液晶保護フィルムその他の付属品を除きます。 （注2）オンラインショップを含みます。
ほ	保険責任期間（補償期間）	引受保険会社が各被保険者に対して保険責任を負う期間として、この保険契約にセットされる包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）に定める期間をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

# 1 ご加入前におけるご確認事項

ご自身の対象カードとプランを必ずご確認ください。

## ( 1 ) 商品の名称、仕組み

契約概要

### ①商品の名称

動産総合保険

### ②商品の仕組み

選べる無料保険

選べる無料保険は、三井住友カード株式会社が会員向けサービスとして提供する保険をいいます。本サービスはいくつかのプランから選択いただけます。

初期設定は、旅行安心プランとなります。

スマホ安心プランの適用には、補償プランの変更手続きが必要となります。

初期設定（旅行安心プラン）からの変更のお手続きをいただいていない会員は、本補償内容は適用されません。

### ③保険契約者と被保険者

この保険において、保険契約者と被保険者は下記のとおりとなります。

契約者：引受保険会社と保険契約を結び、契約上の様々な権利（契約内容変更等の請求権）と義務（保険料のお支払義務）を持つ方をいいます。

被保険者：この保険の補償を受けられる方で補償対象となるスマートフォンを所有かつ使用の方をいいます。

※選べる無料保険では、VJA 株式会社 が保険契約者となり、三井住友カード会員の方々が被保険者になる保険契約となります。

## ( 2 ) 基本となる補償、保険の対象および保険金額等

### ①補償内容

契約概要

注意喚起情報

この保険は、被保険者（本会員・家族会員）が所有かつ使用するスマートフォンに破損、水濡れ全損、電氣的・機械的の事故、および盗難が生じ修理費用等を負担したとき、または修理不能等により、スマートフォンを有償交換もしくは再購入した場合に保険金を支払うものです。

ア. 保険金をお支払いする場合は、「②保険金のお支払いについて」および「④保険金額の設定」をご参照ください。ただし、実際に対象となる補償内容・保険金額はご加入いただくプランによって異なります。

イ. 保険金をお支払いしない主な場合は、「②保険金のお支払いについて」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

### ②保険金のお支払いについて

契約概要

注意喚起情報

次の条件を満たし、かつ会員資格が有効な場合に限り補償の対象となります。

・日本国内で発生し、日本国内で修理・交換・再購入を行った場合

・三井住友カード（NL）、三井住友カード（CL）、三井住友カード ビジネスオーナーズ（一般）、Olive フレキシブルペイ（一般）、その他年会費無料のカードの方については、事故発生時点において、対象のクレジットカードで対象スマートフォンの直近2か月分以上の通信料を決済している場合 ※年会費優遇特典などで年会費が無料のカードは除く。

補償内容	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
画面割れ	保険責任期間（補償期間）中の偶然な事故により、対象スマートフォンに画面割れが発生し、修理費用等を負担した場合	カード会員種別ごとに異なる保険金額を限度とし、下記の計算式でお支払い額を算出します。また、カード会員種別により異なる免責金額が適用されます。なお、偶然な事故の形態により、異なる保険金額が適用されます。 ●修理した場合 修理費用の額－免責金額（自己負担額） ●修理不能等により、有償交換または再購入する場合 （購入価格または再購入価格の額のいずれか低い方の額）－免責金額（自己負担額） ●修理をした場合にお支払いする保険金は、保険金額または対象スマートフォンの購入価格のいずれか低い額が限度となります。	●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込みまたは漏入 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ●対象スマートフォンに次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. ボイラスケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャベテーション、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食い、虫食い等 ●データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物に生じた損害 ●詐欺または横領によって対象スマートフォンに生じた損害 ●対象スマートフォンの置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ●初年度契約については保険責任期間（補償期間）の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害
画面割れ含む物損（水濡れ、汚損等）	保険責任期間（補償期間）中の偶然な事故により、対象スマートフォンに損害が発生し、修理費用等を負担した場合	●修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は、保険金額を限度に対象スマートフォンの購入価格もしくは再購入価格のいずれか低い額が限度となります。	
自然故障（電氣的・機械的の事故）	保険責任期間（補償期間）中に対象スマートフォンに偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故が発生し、修理費用等を負担した場合	●修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は、保険金額を限度に対象スマートフォンの購入価格もしくは再購入価格のいずれか低い額が限度となります。	
盗難	保険責任期間（補償期間）中に対象スマートフォンを盗難され、有償交換または再購入費用を負担した場合	（購入価格または再購入価格の額のいずれか低い方の額）－免責金額（自己負担額）	

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

※補償内容が同等の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご選択ください。

※上記内容は概要を説明したもので、補償内容、補償範囲は「④保険金額の設定」をご参照ください。また、実際の保険金のお支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。

### ③ 保険の対象 契約概要

保険の対象は、「対象スマートフォン」とします。

なお、保険金支払い後の保険の対象については、「3. (1)⑤保険金支払い後の保険契約」をご参照ください。

ただし、業務専用として使用されているスマートフォンは対象外となります。また、日本国外で受けた修理費用等は補償の対象外となりますが、その他条件を満たしていれば、引き続き保険の対象となります。

### ④ 保険金額の設定 契約概要 注意喚起情報

保険金額は、カード会員種別に応じて下記のとおりとなります。

なお、三井住友カード (NL)、三井住友カード (CL)、三井住友カード ビジネスオーナーズ (一般)、Olive フレキシブルペイ (一般)、その他年会費無料のカードの方は、カード利用条件を満たしている場合に補償の対象となります。年会費優遇特典などで年会費が無料のカードの場合、利用条件はありません。

カード種別	プラチナ、 ビジネスプラチナカード for Owners		プラチナプリファード、ゴールド、プライム ゴールド、ビジネスゴールドカード for Owners、Olive フレキシブルペイプラチ ナプリファード	ヤングゴールド、エクゼクティブ、ゴールド (NL)、 ビジネスオーナーズゴールド、一般 A、一般 A (学生)、アミティエ、アミティエ (学生)、 Olive フレキシブルペイゴールド、一般、一般 (学生)、一般 (NL)、一般 (CL)、ビジネスカー ド for Owners、ビジネスオーナーズ、Olive フレキシブルペイ
	対象となる事故	画面割れ含む物損、自然故障、盗難	画面割れ含む物損、自然故障	画面割れ
保険金額	修理する場合 (注 1)	100,000円	50,000円 (注 3)	30,000円 (注 3)
	修理不能等による有償交換 または再購入する場合 (注 2)	50,000円 (注 4)		
	盗難 (注 2)	—	—	
自己負担額 (免責金額) (注 5)	—	10,000円	10,000円	
免責期間 (注 6)	30日	30日	30日	

(注 1) 修理をした場合にお支払いする保険金は、保険金額または保険の対象の購入価格のいずれか低い額を限度に修理費用の額から自己負担額 (免責金額) を差し引いた金額とします。

(注 2) 修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は、保険金額を限度に保険の対象の購入価格もしくは再購入価格のいずれか低い額から自己負担額 (免責金額) を差し引いた金額とします。

(注 3) 盗難された保険の対象が発見された場合、その盗難されている間に生じた画面割れ等の損害は、お支払いの対象外となります。

(注 4) 修理不能や盗難等により有償交換または再購入をした場合にお支払いする保険金は 5 万円が限度となりますが、保険期間を通じてお支払いする保険金は修理費用の保険金と合算して 10 万円を限度とします。

(注 5) 免責金額は、お客さまが自己負担いただく金額となります。修理費用等がこの金額を超える場合に、保険金をお支払いします。

(注 6) 初年度契約においては、保険責任期間 (補償期間) の開始日からその日を含めて 30 日以内に発生した損害は補償の対象外となります。

ご選択いただいた補償プランの保険金額につきましては、三井住友カード株式会社のホームページの「保険詳細ページ

(<https://www.smbc-card.com/mem/service/hoken/eraberu-hoken.jsp>) でご確認ください。申込ページの画面キャプチャ等にてご確認ください。

### ⑤ 保険責任期間 (補償期間) 契約概要 注意喚起情報

保険責任期間 (補償期間) は、補償プランの選択締切 (毎月 20 日) の、翌月 1 日午前 0 時から 1 年間です。

ただし、初年度契約においては、保険責任期間 (補償期間) の開始日からその日を含めて 30 日以内に発生した損害は補償の対象外となります。

### ⑥ 更新 契約概要 注意喚起情報

保険責任期間 (補償期間) 満了 3 か月前より、更新のご案内をします。保険責任期間 (補償期間) 満了までに、他の補償プランへの変更がない限り、選択されている補償プランで契約が更新されます。更新後の保険責任期間 (補償期間) は、保険責任期間 (補償期間) 満了日翌月 1 日午前 0 時から 1 年間です。なお、更新後の契約については、免責期間は適用されません。ただし、更新後の保険責任期間 (補償期間) の開始日において、購入から 2 年を超えるスマートフォンは、補償の対象外となりますのでご注意ください。

## (3) 重要事項のご案内方法と意向確認について

引受保険会社 AIG 損害保険株式会社と保険契約者 VJA 株式会社は、三井住友カード株式会社および株式会社三井住友銀行のアプリ・WEB サービス等を通じて「選べる無料保険」にて補償を選択するために必要な「重要事項のご説明」の交付やご意向確認等を行っています。

## 2 加入時におけるご注意事項

引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社の定めるところによりご契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を継続しない場合があります。
- 当該補償プランをご選択時の「申込ページ」を画面キャプチャのうえ、大切に保管してください。

### (1) 確認事項等

注意喚起情報

ご加入時に引受保険会社が定める確認事項があります。ご加入時に引受保険会社が定める確認事項について事実と相違することが確認された場合には、ご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。ご加入時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効または取消となります。

- ・被保険者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した場合
- ・被保険者による詐欺または脅迫行為があった場合

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

## ①確認事項

### ●保険の対象となるスマートフォンについて

以下の項目について、事前に確認のうえご加入ください。

- ・本会員・家族会員が所有かつ使用している国内で購入したスマートフォンであり、お申込日時時点で損傷や故障がないこと（注）
- ・業務用のみに使用されているスマートフォンは対象外となること
- ・保険責任期間（補償期間）の開始日において、購入から2年以内のスマートフォンであること
- ・初年度契約においては、保険責任期間（補償期間）の開始日からその日を含めて30日以内に発生した損害は補償の対象外となること（注）所有かつ使用の状況は領収書、保証書等で確認します。

## ②その他の注意事項

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約（共済を含みます。）がある場合でも、引受保険会社は独立して保険金をお支払いします。ただし、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、他の保険契約により保険金が支払われた場合は、その金額を損害の額から差し引いて保険金をお支払いします（万一、他の保険契約および引受保険会社から重複して同一の補償を受けた場合は、引受保険会社が支払った保険金を返還していただくことがあります。）。

補償内容の差異や保険金額等を確認のうえ、ご選択ください。

（補償が重複する可能性のある主な特約）

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
1	スマホ安心プラン（動産総合保険）	火災保険 持ち出し家財補償特約

## （2）補償の開始時期

### 契約概要

### 注意喚起情報

毎月20日午後12時（24時）までに補償をご選択いただいた場合、翌月1日の午前0時から補償を開始します。

また、保険責任期間（補償期間）満了月の3か月前より、更新のご案内をします。保険責任期間（補償期間）満了までに、他の補償プランへの変更がない限り、選択されている補償プランで契約が更新されます。更新後の保険責任期間（補償期間）は保険責任期間（補償期間）満了日の翌月1日午前0時から1年間です。

## （3）失効について

### 注意喚起情報

カード会員の会員資格が失効（注）となった場合は、この補償は失効となります。

（注）対象となるクレジットカードのご解約・切替えをいいます。

## （4）保険金をお支払いできない主な場合等

### 契約概要

### 注意喚起情報

### ①保険金をお支払いできない主な場合

「1（2）②保険金のお支払いについて」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### ②重大事由による解除

次のいずれかがある場合は、被保険者のご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- 上記のほか、ア、～ウ、と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

## （5）満期返戻金・契約者配当金について

### 契約概要

この契約には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 3 その他ご留意いただきたいこと

### （1）保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続き

#### ①保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友カードの保険サービスの加入履歴から「保険金請求サイト」にアクセスしてください。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金お支払いの可否およびお支払いする保険金の金額は、被保険者のご申告内容、修理業者発行の修理報告書（修理内容や修理前後のスマートフォンの状態が記載されているもの）、事故が発生したスマートフォンの写真および領収書をもとに審査・決定します。

なお、ご加入時のカード会員種別に応じた保険金額がお支払いの上限となります。

#### ②保険金をお支払いするまでの流れ

- 事故が発生したスマートフォンの損害状況（故障箇所を含むスマートフォン全体）を撮影してください。
- 事故が発生したスマートフォンを修理業者にて修理のうえ、修理内容が明記された「修理報告書」と「領収書」を取得してください。  
※修理不能の場合もその旨が明記された「報告書」等を取付してください。
- 三井住友カードの保険サービスの加入履歴の「保険金請求サイト」から保険金請求を行ってください。
- 引受保険会社にてご申告内容とご提出書類を基に審査のうえ保険金をご指定の金融機関口座にお振込みします。

#### ③保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者が保険金の請求を行う場合は、修理・交換もしくは買い替えのうえ事故受付後に、引受保険会社が求める次の書類をご提出いただけます。ご不明な点については、AIG 損保スマホ安心プランデスクまでお問い合わせください。なお、書類取付にかかる費用はお客さまのご負担となります。

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

	画面割れ	物損	自然故障	盗難
保険金の請求書	◎	◎	◎	◎
対象スマートフォンを購入した際の領収書や保証書等、購入日および購入金額が記載されている書類	◎	◎	◎	◎
損傷の状況および修理金額、交換金額もしくは再取得金額が記載されている損害見積書および領収書等	◎	◎	◎	
損傷の状況がわかる画像等	◎	◎	○	
修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書	○	○	○	
対象スマートフォンの盗難による損害の場合は、再取得したスマートフォンの購入証明書				◎
対象スマートフォンの盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類				◎
対象スマートフォンが盗難され、対象スマートフォンを有償交換または再購入した場合は、ネットワーク利用制限を証する書類等				◎
支払期日が到来している直近2か月分以上の対象スマートフォンの通信料を、対象のクレジットカードで決済していることを証する領収書や明細書等	○（注）			
その他上記以外の書類	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類です。

※「その他上記以外の書類」が必要な場合は、別途引受保険会社よりご連絡させていただきます。

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

（注）三井住友カード（NL）、三井住友カード（CL）、三井住友カード ビジネスオーナーズ（一般）、Olive フレキシブルペイ（一般）、その他年会費無料のカードの方は必須となります。年会費優遇特典などで年会費が無料のカードは除きます。

上記書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

#### ④ 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、「③保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

（注2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察等の公の機関の捜査結果の照会、医療機関等専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

#### ⑤ 保険金支払い後の保険契約

保険金をお支払いした後は、補償プラン別の保険金額から既にお支払いした保険金の合計額を差引いた残額を残りの保険責任期間（補償期間）中のお支払いの限度とします。なお、契約時には対象となるスマートフォンを特定しませんが、保険金のお支払い後は保険責任期間（補償期間）終了時まで保険金請求をされたスマートフォンのみが保険の対象となります。また、盗難や修理不能等により、有償交換または再購入された場合には、有償交換または再購入したスマートフォンが残りの保険責任期間（補償期間）中の保険の対象となります。

## （2）保険会社破綻等の取扱いについて

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## （3）個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

1. お客さまは、この保険契約への加入にあたり、三井住友カードが団体契約者を通じ、AIG 損害保険株式会社へ被保険者（カード会員本人）および家族会員の個人情報を提供することについて以下を確認し、同意のうえで申し込みます。

<提供する項目>

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、保険情報、本サービスの利用者であることをあわせてお客様独自の識別子等の情報

2. この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部に提供することがあります。

- ⑥ 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部へ委託する場合

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

- ⑦ 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）の手続きをする場合（外国にある事業者との手続きを含みます。）
- ⑧ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑨ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定められている範囲に限定します。

- 3 .AIG 損害保険株式会社における個人情報の取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、  
AIG 損害保険株式会社ホームページ（URL： <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>）をご覧ください。

<b>1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見</b>	
下記までご連絡ください。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは AIG 損害保険株式会社 AIG 損保スマホ安心ブランドデスク 電話番号 0120-634-536 受付時間 午前9時15分～午後5時（年末年始を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引受保険会社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室 0120-246-145（通話料無料） 受付時間：午前9時～午後5時 （土・日・祝日・年末年始を除きます。）</li> </ul>
<b>2. 事故のご報告</b>	
事故のご報告・保険金の請求については、三井住友カードの保険サービスの加入履歴から「保険金請求サイト」にアクセスしてください。	
<b>3. 引受保険会社の契約する指定紛争解決機関</b> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">注意喚起情報</span>	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。	
<p><b>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター</b> 0570-022808（ナビダイヤル 全国共通・通話料有料） 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。） ※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。 ※電話リレーサービス、IP 電話からは、同協会ホームページの「そんぽ ADR センターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。 一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。 <a href="https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html">https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html</a></p>	<p><b>一般社団法人保険オンブズマン</b> 03-5425-7963（通話料有料） 受付時間：平日 午前9時～12時、午後1時～5時 （土・日・祝日・年末年始等を除きます。） 詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 <a href="https://www.hoken-ombs.or.jp/">https://www.hoken-ombs.or.jp/</a></p>

※IP 電話をご利用の場合、IP 電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。